

会計不正の発見・防止のための内部統制に関する研究

—C-SOX と J-SOX を中心にして—

柴 慧 娟

《要 旨》

本研究の目的は、中国の会計不正行為を調べて、その原因と不正行為を防止する方法について提言することである。そのために、次の4つの段階で研究を進める。まず、中国の会計不正行為の原因について明らかにする。次に、不正行為を防止するための手段としての内部統制の内容と役割について紹介し、中日の内部統制を規制する法律である C-SOX と J-SOX を比較する。その後、C-SOX と中国における内部統制の現状について調査・分析する。最後に、内部統制の有効性と改善点について述べ、中国における企業の内部統制の問題点を指摘し、課題を提言する。

I はじめに

中国において、1990年12月に上海証券取引所、1991年7月に深圳証券取引所が開業してから今日まで、証券市場は飛躍的に成長を継続している。2011年末、上場会社は両取引所あわせて2,342社に上り、総資産合計額は214,800億元となり、世界の第4位に位置している。こうした証券取引所とそこに参加する上場会社の発展と拡大は中国の経済発展の一つの象徴でもある。

このように証券市場の発展と拡大が続いている一方で、上場企業によって会計不正事件が度々引き起こされている。その問題を抑止するために、政府は会社法を2005年10月に改正、2006年1月に施行し、さらに企業内部統制基本規範（以下、C-SOX と省略する）を2007年6月に公布、2009年7月に実施して、上場企業に対するガバナンスを強化した。しかし、近年、会計不正行為は減少せずに、むしろ、増加傾向を示している。

内部統制システムの現状についての調査によれば、内部統制に欠陥があるとしている企業が多くある状況であった。内部統制の再構築のためには内部統制の有効性の評価と改善を行うことが要件となる。内部統制の不備の問題点が発見された場合、内部監査人は、要改善点の指摘・改善提案からさらに進んで改善支援を行うことが期待されるのである。その結果として、内部統制が有効に執行されることにより、真実かつ正確な情報が開示されて、投資家の利益の保護に繋がるのである。

本研究では、中国における会計不正事例と企業内部統制の現状を調査・分析した後で、会計不正の発見・防止のための内部統制の再構築という課題について検討する。

Ⅱ 先行研究

西崎賢治は中国の会計不正行為の特徴について、株価上昇時に発生し、主に資金調達動機に基づき、単純かつ原始的な手法で行われているとまとめている（西崎2005, 83頁）。梶田・熊琳・章啓龍は中国における問題点として、企業のコーポレート・ガバナンスが不完全であることを掲げている（梶田他2009, 88頁）。柴田英樹は株主総会、取締役会、監査役や監査委員会にはコーポレート・ガバナンスを充実させる必要があるという意見を述べている（柴田2009, 17頁）。栗濱竜一郎は「不正の問題に対処するために変化した現代の財務監査における内部統制は、経営者不正に対処できるように評価範囲は拡大され、重要な虚偽記載をもたらす不正・誤謬の可能性を有効に減少させているかどうかという点で監査を実施するように変化した」（栗濱1999, 12頁）」と述べている。

Ⅲ 中国における企業の不祥事

1 会計不正の事例

2005年に中国会社法が公布されて、上場企業に対するガバナンスが強化されたが、会計不正行為は減少せずに、代わりに、増加傾向を示している。最近の中国における会計不正の事例として、以下2つの事件を紹介する。

(1) 緑大地会計不正事件

雲南省緑大地生物技術有限公司（以下、緑大地と略す）は1996年6月に創設され、2001年3月に有限会社に改組され、2007年12月21日に深圳証券取引所に株式が上場され、雲南省で最初の民間の上場企業になった。しかし、2011年3月17日、同社会長何学葵、最高財務責任者(CFO)は、株式の不正発行の疑いで公安機関に逮捕され、同社の株価は下落し始めた。中国証券監督管理委員会の発表した情報によれば、緑大地には、上場の際に重大な虚偽行為が存在している。

2009年10月30日、緑大地は第3期の四半期報告書を発表し、当該年度の純利益は20%~50%増加して、最大1.04億元まで達すると予告した。2010年1月30日、2009年度の純利益の伸びは30%以内に修正された。2月27日、2009年度の業績報告によれば、当該年度の純利益は6,212万元まで減少した。4月28日、純利益は12,796万元の損失に再度修正された。4月30日、2009

年度の年次報告書には、2009年度は15,123万元の純損失であると開示された。

緑大地の2010年度の第1期の四半期報告書によれば、連結キャッシュ・フローには27箇所の誤りがあり、その中の8箇所の誤りは数千万元で、2箇所の誤りは数億元に達している。また、2011年3月から4月の間に、緑大地の資本の流出が頻繁にあり、資金の流入が少なかったが、第1期の四半期報告書では資本の大量流出は開示されず、資産の増加ばかりが誇張された。そのため、このような企業の問題が社会に暴露されたのである。

(2)五糧液会計不正事件

五糧液集团有限公司（以下、五糧液と略す）は、中国名酒の生産を事業の中心として、製造業、工業包装、物流、ゴム製品、製薬など多様な事業も展開している大規模な企業である。2009年9月9日、五糧液は証券法の違反の疑いで中国証券監督管理委員会の調査を受けた。その日、同社の株価は急落し、市場のパニックを引き起こし、短い期間で、五糧液の市場価値が57億元も「蒸発」したと推定されている。そのため、中小投資家が大きな損失を受けた。

2009年9月、中国証券監督管理委員会は、五糧液に対する第一段階の調査結果を発表した。その違法行為を次の3つにまとめた。1つ目は、大手証券に対する投資行動と大規模な投資損失（約7,000万元）が規定に従って開示されていないことである。2つ目は、大手証券に対する投資損失が正確に開示されていないことである。五糧液は有価証券に1.3億元を投資したが、その後、証券会社が倒産したため、破産清算後の資金の458万元だけを回収した。2006年、2007年、2008年の年次報告書で利益を膨らませた疑いがある。3つ目は、開示した営業利益に誤りがある。例えば、2007年の子会社の営業利益が72.5億元であると発表したが、2007年度の年次報告書では82.5億元の営業利益を開示しており、10億元の差がある。この重大な誤りは即時に発表されなかった（彭琇華2011、8-10頁）。このような五糧液の会計不正に対して、同社の財務諸表を調べると、2006年度の売上高73.9億元、営業利益17.9億元、2007年において、売上高73.2億元、営業利益21.8億元と良好な営業成績を示しているのである。

2 会計不正の発生原因

中国企業の会計不正の発生動機について、西崎賢治は次のように分析している。中国上場企業の会計不正の根本的な動機は資金調達である。中国企業の資金調達手段は直接金融中心であり、間接金融はあまり有効に機能していなかった。直接金融による資金調達手段としては、外資企業やその他国内企業から出資をうけることと証券市場に株式公開することが考えられる。こうした資金調達は有利に進めるには会社の業績が良いことが望まれる。このとき、業績の悪い会社は資金調達が容易ではないため、業績を過大に表示することで投資家を欺き、資金調達

を図る。銀行等の後ろ盾が期待できない中国上場企業には特にそうした傾向が強い（西崎2005, 23頁）。

張晶・張国健によれば、中国企業の会計不正の発生原因は、利益の誘引、監査の欠如、証券市場規則の不健全および会計不正のコストと収益の非対称の4つである。

本研究では「監査の欠如」を中心に調査・分析する。中国企業監査システムにおける国家監査、内部監査および民間監査は経済発展のニーズを満たすにはまだほど遠い状況である。特に、近年では企業数が急激に増加しているのに対し、既存の監査機関と監査人員はほとんど変わっていないので、急速に成長している監査業務量に対応できない結果になっている。また、企業に対する国家監査は、除々に弱体化し始め、現在、内部監査や非政府監査（CPA）に頼る監査に変化している。1990年代以降、証券市場の拡大に適応するために、公認会計士の職業は、急速に発展している。しかし、中国における会計専門職の立場は先進国と比べて、明確なギャップがある。公認会計士の専門性と独立性の欠如という問題が存在している。また、企業の内部監査は所属関係にしても利益関係にしても、真の独立性を解決することができず、根本的に会計不正の現象を抑制することはできていない。逆に、いくつかの非政府監査機関や企業の内部監査部門は会計不正の共犯となっているのである（張晶2010, 6頁）。

3 会計不正の発見・防止と内部統制の必要性

従来から、財務諸表監査の目的として、財務諸表の適正性に関する意見表明とともに、副次的な目的として会計不正の発見・防止がある。この主たる監査目的と副次的な目的との関係は現在も変化していないと言われているが、会計不正の発見・防止の位置付けが確実に高まってきていることは事実である。したがって、企業が設定する内部統制によって、会計不正が発見または防止されることが期待されている。

IV 不正の防止策としての内部統制の考え方

1 内部統制の内容

(1)内部統制の基本的枠組

2011年に日本の企業会計審議会が公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の改訂に関する意見書」（以下 J-SOX と省略する）¹⁾によれば、「内部統制とは、基本的に、業務の有効性及び効率

性、財務報告の信頼性、事務活動に関わる法令等の遵守並びに資産の保全の4つの目的が達成されているとの合理的な保証を得るために、業務に組み込まれ、組織内のすべての者によって遂行されるプロセスをいい、統制環境、リスクの評価と対応、統制活動、情報と伝達、モニタリング（監視活動）及びIT（情報技術）への対応の6つの基本的要素から構成される（企業会計審議会2008、2頁）」と説明している。

2 内部統制の役割

C-SOX法において、「内部統制とは、企業の取締役会、監査役、経営者層および従業員全体が実施する統制目標の実現を趣旨とする過程である。内部統制の目標は、企業の経営管理の適法性、資産の保全、財務報告と関連情報の真実性及び完全性を合理的に保証し、経営効率と効果を高め、企業の発展戦略の実現を促進することである。」（第3条）と規定されている。

ここでは、最初に企業において内部統制を行う主体として、(1)取締役会、(2)監査役、(3)経営者層、(4)従業員全体があり、これらが相互に有機的に結びつき機能する方式を形成することで有効な内部統制を実現し、経営効率と効果を高め、企業の発展戦略の実現を促進することにより、「経営目的を達成」という統制目標を実現しようとしている。

次に、中国の会社の不祥事が少なくないことから、会社のコーポレート・ガバナンスのあり方の再構築が問題となっており、内部統制を評価することで、(1)企業の経営管理の適法性、(2)資産の保全、(3)財務報告と関連情報の真実性及び完全性を合理的に保証することにより、「会計不正を事前に発見する」という統制目標を実現しようとしているのである。

このように、中国における内部統制にも「経営の支援」と「会計不正の発見・防止」という2つの役割があると考える。

3 内部統制に関する中日比較

C-SOXとJ-SOXを比較した結果により、まず、内部統制の目標について、中国の場合は「企業の経営管理における法令順守の合理的保証」と「資産の保全」を強調しており、中国のコンプライアンスの水準の低さと債権者保護の弱さが背景にあるからではないかと考えられる。次に、監査意見の対象について、インダイレクト・レポート方式を採用するJ-SOXに対し、C-SOXは直接に監査意見を表明するダイレクト・レポート方式を導入している。さらに、C-SOXの運用指針は組織構成や発展戦略などの18項目²⁾から構成されており、J-SOXよりかなり広範囲に規定している。

V 中国における内部統制の実態

1 C-SOX

C-SOXは、「企業の内部統制を強化且つ規範化し、企業の経営管理レベルおよびリスク防止能力を高め、企業の持続的発展を促進し、社会主義市場経済秩序および社会公衆の利益を保護する」ことを目的としている。そして、この規範を「中華人民共和国国内に設立した大中規模企業」に適用することとしている。さらに、内部統制の目標として、「企業における経営管理の適法性、法令遵守、資産安全、財務報告および関連情報の真実且つ完全性を合理的に保証し、経営効率および効果を高め、企業が発展戦略を実現することを促進する」こととしている。その場合に、内部統制は「統制環境」、「リスク評価」、「統制活動」、「情報と伝達」、「モニタリング」という5つの要素を含み、「全面性」、「重要性」、「均衡性」、「適応性」、「コスト効率性」という5つの原則に基づき、展開すべきであるとしている。また、内部統制における会計監査業務の委託を受けた会計士事務所は、本規範およびその付属方法と関連業務執行準則に基づいて企業の内部統制の有効性について監査を行い、監査報告を提出するものとしているのである。

2 内部統制システムの現状

迪博リスク管理有限会社は、中国有数の内部統制とリスク管理のソリューションプロバイダであり、上場企業の内部統制システムの構築のために内部統制の調査・分析に取り組んで、2008年以来4年連続で『中国上場企業内部統制白書』を公表している。本研究では『2012年中国上場企業内部統制白書』を調査・分析して、次の4つの点が明らかになった。①上場企業の内部統制レベルの総平均値は3Aと低い等級に属している。②内部統制自己評価報告書の開示比率は増加傾向を示しているが、2011年には未開示の企業は20%以上を占めている。③内部統制の不備に関する自主的な開示は初期的な段階にあり、未開示の企業は93.33%と圧倒的な割合を占めている。④内部統制監査報告書の開示比率は40.21%と半分以下の割合を占めている。

IV 内部統制の展開

1 内部統制の有効性

(1)内部統制の有効性の評価

内部統制の有効性の評価とは、監査人が収集した種々の情報に基づいて、販売、購買、給与、

生産、資産管理等の主要な取引サイクルごとの監査要点とそれに関連する統制活動、取引データ量、ITの利用状況、情報システムの複雑性、監査に利用可能な資料等を勘案して、内部統制が財務諸表の虚偽の表示を事前に防止し、適時に発見し、修正できるかどうかを評価することである（岩崎2010, 116頁）。

(2)内部統制の有効性の判断基準

有効性の判断基準は、全社的な内部統制と業務プロセスに係る内部統制とは異なっている。

①全社的な内部統制の有効性の判断

全社的な内部統制が有効であると判断するには、全社的な内部統制が財務報告に係る虚偽の記載および開示が発生するリスクを低減するため、以下の条件を満たしていることが重要となる。

- a. 全社的な内部統制が、一般に公正妥当と認められる内部統制の枠組みに準拠して整備運用されていること
- b. 全社的な内部統制が、業務プロセスに係る内部統制の有効な整備運用を支援し、企業における内部統制全般を適切に構成している状態にあること

②業務プロセスに係る内部統制の有効性の評価

内部統制が財務諸表の勘定科目、注記および開示項目に虚偽記載が発生するリスクを合理的なレベルまで低減するものとなっているかを評価する。

内部統制の不備が重要な欠陥に該当するか否かを評価するために、内部統制の不備により勘定科目等に虚偽記載が発生する場合、その影響が及ぶ範囲を推定する。さらに、虚偽記載の発生可能性も検討する必要がある。

そして以下の点にも留意して評価する。

- a. 個別の統制上の要点ごとの評価
- b. 業務プロセス全体の評価—補完統制の有無
- c. 事業拠点ごとの評価
- d. 勘定科目全体に及ぼす影響の評価
- e. 複数の勘定科目の合計による財務報告全体に及ぼす影響の評価（沢田・小松・鈴木2007, 36-37頁）

2 内部統制の改善

(1)内部統制の成熟度

内部統制の成熟度を示す指標は、図表VI-1に示される。このような内部統制の成熟度に係

図表Ⅵ-1 内部統制成熟度を示す指標

「不安定」 レベル 1	「属人的」 レベル 2	「標準化」 レベル 3	「モニター」 レベル 4	「最適」 レベル 5
レベル 1 不安定	：統制機能が設計または、設置されておらず何が起こるか予測できない。			
レベル 2 属人的	：統制機能は設計、設置されてはいるが、適切に文書化されていない。内部統制がほとんど「人」に依存している。			
レベル 3 標準化	：統制機能が設計・設置されている。統制機能は文書化され、従業員に伝達されている。			
レベル 4 モニター	：統制機能が標準化されている。統制機能の有効性について定期的に検証され、経営陣に報告されている。限定的ではあるが、統制機能が自動化されている。			
レベル 5 最適	：統合的内部統制のフレームワークが確立されている。経営陣によりリアルタイムでモニタリングがされている。統制機能が自動化され、改善が直ちに行われている。			

(出所) 中央青山監査法人 (2004) 「COSO フレームワークによる内部統制の構築」 29頁

る指標を利用した評価結果をもとに、その改善に向けた措置を講じていく必要がある。例えば、「不安定」または「属人的」と評価された取引活動について、「標準化」レベルに引き上げるためには、具体的にどのような統制機能を構築または強化していくべきかといった点や特にリスクの高い取引活動について、その内部統制の運用状況からレベル4の「モニター」またはレベル5の「最適」レベルに引き上げるような統制機能を強化すべきかどうかといった点を検討することになる(中央青山監査法人2004, 25頁)。

(2)内部統制の改善

内部監査は内部統制の中核機能であり、内部監査部門は、幅広い業務分野の内部統制の内部監査及び経営者による内部統制の評価の実務を担うことが期待されている。内部統制の調査・評価を行う過程で、通常、内部統制の不備・欠陥、問題点、弱点、要改善点、一層の向上の余地等が発見される。何も発見されない場合は、内部監査人の方に問題がないか、調査・評価作業の適切性、深度等を再点検する必要がある。

内部統制の不備、問題点等が発見された場合、それらを指摘するにとどまらず、どのようにすれば改善することができるのかを検討して改善提案を行うことによって、内部監査人はコンサルティング機能を発揮する。

簡単な問題であればその場で改善提案をすることができる。しかし、底の深い問題、改善に要するコストと改善がもたらすベネフィットの比較考量が難しい問題等については、その場で具体的な改善提案をすることができない。そのような問題については、改善の方向性、要検討

事項、関連部門との連携の提案等、何らかの前向きな提案をすることになる。特に、上部組織の協力が必要な場合、内部監査報告書への記載等を通じて関係者に問題点を知らせることも内部監査人の役割である。

内部統制との関係で内部監査人がコンサルティング機能を発揮する第二の局面が内部統制改善の支援である。改善提案を行っても、要改善点を指摘された監査対象部門だけでは改善措置が進まない場合がある。特に内部統制の構築に不慣れな小組織についてはそういうことが多い。

このような場合、内部監査人は、要改善点の指摘・改善提案からさらに進んで改善支援を行うことが期待される。内部監査人が持つ知識・経験をもとに、改善へ向けた実務レベルの検討に参加し、改善現場での助言、指導を行う。その際に留意しなければならないことは、改善の主演はあくまで対象部門の役職者・従業員であるということである。内部監査人の役割はコンサルタントとして側面支援するにとどまる（箱田2009, 24-25頁）。

3 企業の内部統制の問題点と課題

V-2において『中国上場企業2012年内部統制白書』の調査から明らかにされた4つの問題点に対して、本章で述べた内部統制の有効性と改善についての考えを適用すると、中国における企業の内部統制の問題点と改善点は図表VI-2に示される。

図表VI-2 中国における企業の内部統制の問題点と改善点

項 目	内 容
①不備・欠陥	内部統制情報の未開示
②問題点	内部統制自己評価報告書の未開示と不徹底
③弱点	内部統制監査報告書の未開示
④要改善点	④A内部統制情報開示の規制の強化 ④B内部統制の機能の強化 ④C法的規制の強化
⑤一層の向上の余地	企業内の内部統制理念の確立

（出所）迪博リスク管理有限会社（2012）『中国上場企業2012年内部統制白書』、1-22頁より筆者が作成した。

図表VI-2に示されるように、①の不備・欠陥については、白書によれば、最近の中国における上場企業の内部統制レベルの総平均値は増加傾向を示しているが、まだ低い等級に属していることを示していた。2011年の総平均値は31.3であり、「0,65」の中位数32.5よりも低い。これから見ると、65の二級指標に関する内部統制の情報は半分以上が開示されていない。

②の問題点については、白書によれば、内部統制自己評価報告書の開示比率が増加傾向を示しているが、2011年には未開示の企業はまだ20%以上を占めていた。その内、99.84%の企業

が自社の内部統制は有効であると評価して、わずか8.46%の企業が内部統制の不備を開示しているにすぎない。

③の弱点については、白書によれば、2011年、上場企業が会計事務所を通じて、内部統制監査報告書を開示する比率はまだ40.21%である。企業は内部統制の重要性を意識していないため、コストなどの原因で、外部監査の役割を十分に利用していないと考えられる。

以上の内部統制の不備・欠陥、問題点、弱点から、以下の3つの④要改善点を提言する。

④の内部統制情報開示の規制の強化については、C-SOXは「企業は内部監査の状況に応じて、定期的に内部統制の有効性を自己評価し、内部統制自己評価報告書を公表すべきである。内部統制の自己評価方法、範囲、手続きや周波数は経営環境の変化、業務の状況、実際のリスクレベルに応じて自己判断を行う。関連する法律が規制している場合は、それに準じる。」と規制している。しかし、内部統制情報の未開示と内部統制自己評価報告書の不徹底の問題を防ぐために、関連する監査機関は内部統制評価の範囲、内容、評価基準、評価方法について再検討し、形式的な内部統制の評価を防ぐことで、実質的な内部統制情報の開示を求めるべきである。

⑤の内部統制の機能の強化については、唐燕霞によれば、「中国企業には、取締役会のメンバーは内部出身者が多く、しかも党員会のメンバーや経営陣との重複度が高く、経営者に対する監督機能は果たしていない（唐燕霞2004，270頁）。」内部統制の機能を十分に果たすためには、内部監査人の独立性を確保しなければならない。

⑥の法的規制の強化については、『中国上場企業2012年内部統制白書』によれば、「中国の内部統制はまだ「部門別の規制」⁹⁾であり、法律にまではなっていない。そして、規制に従って情報を開示していない場合あるいは開示した情報に虚偽の記録、誤解を招く陳述、重大な脱漏があることに対する罰は軽い。責任者に警告を与え、3万元以上30万元以下の罰金を取る（迪博リスク管理有限会社2012，22頁）。」と述べられている。そこで、内部統制を有効に執行するために、真実かつ正確な情報を開示するためおよび投資家の利益を保護するためには、内部統制の不備の隠蔽、内部統制の有効性の虚偽開示に関連する責任者に対して厳罰化すべきである。

⑦の一層の向上の余地における企業内の内部統制理念の確立については、『中国上場企業2012年内部統制白書』によれば、「内部統制は企業の重要な管理活動として、主に3つの基本的な問題を解決しようとしている。すなわち、①財務報告の信頼性、②資産の保全および③法的規制の遵守である。同時に、業務の効率性と有効性を改善し、企業の開発戦略を促進する。」と述べている。さらに、「財務報告に係る内部統制は重要な虚偽表示のリスクを重視する。企業価値の向上のための内部統制は管理システム制度のすべての面に関わっている。内部統制シ

テムを運用することによる直接の効果は財務報告の信頼性及び情報開示の透明性の向上を改善することであり、本質的にそれはさらに、同社の管理メカニズムを最適化し、全体的なリスク管理能力を向上させ、企業価値の向上とその持続可能な開発を促進することである（迪博リスク管理有限会社2012, 21頁.）」と述べている。このように、内部統制は、企業の経営上の持続的な成長を維持するために重要な役割を果たすことが期待されている。企業が内部統制を有効にすることは長期的な観点からは必ず有益である。役職者・従業員にこのことを意識させることが求められる。

Ⅶ おわりに

中国では、証券市場の急速な発展に対して監査制度の整備が間に合わず、不正事件の発生を招いている。Ⅲ-2で述べたように、張晶・張国健によれば、会計不正の発生原因は、利益の誘引、監査の欠如、証券市場規則の不健全および会計不正のコストと収益の非対称の4つとされていた。本研究では、2つ目の「監査の欠如」について調査・分析した。Ⅳ-3で述べたように、内部統制を規制する法律については、J-SOXと比べて、C-SOXは中国の現状により即した法令順守と資産保全を強調したものであった。しかし、Ⅴ-2で述べた内部統制システムの現状についての調査によると、内部統制に欠陥があるとしている企業が多くある状況であった。Ⅵ-1とⅥ-2で述べたように、内部統制の再構築のためには内部統制の有効性の評価と改善を行うことが要件となる。内部統制の不備の問題点が発見された場合、内部監査人は、要改善点の指摘・改善提案からさらに進んで改善支援を行うことが期待されるのである。Ⅵ-3で述べたように、中国における内部統制の問題点としては①内部統制情報の未開示、②内部統制自己評価報告書の未開示と不徹底、③内部統制監査報告書の未開示がある。したがって、①内部統制情報の未開示と②内部統制自己評価報告書の不徹底の問題を防ぐために、関連する監査機関は内部統制評価の範囲、内容、評価基準、評価方法について再検討し、形式的な内部統制の評価を防ぐことで、実質的な内部統制情報の開示を求めるべきである。そして、②と③の内部統制自己評価報告書・監査報告書の未開示の問題を防ぐために、内部統制の不備の隠蔽、内部統制の有効性の虚偽開示に関連する責任者に対して厳罰化すべきである。そして、最も重要とされることは、役職者・従業員等の関係者に内部統制の期待される役割を意識させることである。その結果として、内部統制が有効に執行されることにより、真実かつ正確な情報が開示されて、投資家の利益の保護に繋がるのである。

今後、このように有効な内部統制が定着することによって、上場企業の開示情報の信頼性が

高まる方向へ進展することが期待される。

[注]

- 1) 平成18年(2006年)6月7日、金融商品取引法が成立し、新たな内部統制のルールとして「J-SOX(日本版SOX法)」が実施されることになった。
- 2) ①組織構成②発展戦略③人事資源④社会責任⑤企業文化⑥資金活動⑦調達業務⑧資産管理⑨販売業務⑩研究開発⑪プロジェクト⑫保証業務⑬委託生産⑭財務報告⑮全体予算⑯契約管理⑰内部情報伝達⑱情報システム
- 3) 部門別の規制は、国務院の省庁や委員会、中国人民銀行、監査委員会と行政機能を持つ直接の機関が国務院の行政法規、決定、命令を参照し、部門の職能の範囲内に『規則制定手続条例』制定規則に従って規制する。

[参考文献]

[邦文文献]

- 稲垣 浩二2008.『不正会計防止プログラム—米国での実務を中心とした具体策と日本における導入の必要性—』税務研究会出版局, 114-116頁, 266-277頁
- 岩崎 健久2010.『会計監査論』税務経理協会, 116頁
- 梶田 幸雄・熊 琳・章 啓龍2009.『中国における企業内部統制』, 麗澤大学企業論理研究センター, 88頁
- 企業会計審議会2008.「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について(意見書)」, 2頁
- 金 婧2011.「中国の企業法制における内部統制制度の現状と課題—企業内部統制基本規範とそのガイドラインに対する分析を通じて—」『企業と法創造(特集 欧州 M&A 専門家との対話)』第二十九号, 第4部, 230-233頁
- 栗濱竜一郎1999.「現代の財務諸表監査における内部統制」『経済学研究=ECONOMIC STUDIES』, 202-215頁, 4頁
- 江 海峰2012.「中国の内部統制規範(C-SOX)の概要紹介(その2)—J-SOXとの比較分析—」『JBS』2012年3月号(Vol.69), 8-9頁
- 沢田 昌之・小松 博明・鈴木 裕司2007.『実務で使える内部統制の構築・評価Q&A』中央経済社, 8-9頁, 14頁, 36-37頁, 84頁, 117頁
- 柴田 英樹2007.『粉飾の監査風土』株式会社プログレス, 208頁
- 柴田 英樹2009.「内部統制監査と不正摘発・防止監査の関係」『人文社会論叢.社会科学篇』, 7-14頁
- 中央青山監査法人2004.『COSO フレームワークによる内部統制の構築』東洋経済新報社, 25-30頁
- 陳 景善2009.「中国版「SOX法」の在り方(特集金融資本市場インフラ改革の課題)」『企業と法創造』5(1), 早稲田大学グローバルCOE《企業法制と法創造》総合研究所, 220-228頁
- 唐 燕霞2004.『中国の企業統治システム』御茶の水書房, 270-271頁
- 友杉 芳正2009.『新版スタンダード監査論第3版』中央経済社, 104頁
- 長吉 眞一2004.『監査一般基準』中央経済社, 114-115頁
- 西崎 賢治2005.「中国上市公司の会計不正行為—特徴と方向性」『三田商学研究』第48巻第2号, 21頁, 90-97頁
- 箱田 順哉2009.『テキストブック内部監査』東洋経済新報社, 24-25頁
- 浜田 康2002.『「不正」を許さない監査』日本経済新聞社, 106-110頁, 161-162頁

【執筆者紹介】

Shrestha Moti Prasad (経済学史専攻 博士後期課程在学中)

柴 慧娟 (会計情報システム専攻 博士前期課程2014年3月修了)

経済・ビジネス研究 7号 2015年3月20日発行

編集委員	高 哲男 (編集委員長) 横山秀司 金川一夫
発行人	内 山 敏 典
発行所	九州産業大学大学院 経済・ビジネス研究科 〒813-8503 福岡市東区松香台2-3-1 電話 (092)673-5290 Graduate School of Economics and Business, Kyushu Sangyo University 2-3-1 Matsukadai, Higashi-ku Fukuoka 813-8503 Japan
印刷所	(株) 昭 和 堂 〒812-0007 福岡市博多区東比恵4-2-10 電話 (092)471-8200 URL: http://www.showado.co.jp
